

つばき植栽推進事業のご案内

利用されていない農地（田、畑）や山林原野等をお持ちで、椿の植栽を希望される方に、椿苗木の支給と作業に対する補助金の交付をします。

■ 対象者

五島市にお住まいの方または営業所・事務所を有する法人で、対象地に椿を植える権利を持つ方。
ただし、過去に苗木の支給を受けている方で、適正に管理していない場合は、支給対象外とすることがあります。

■ 対象地

○ 耕作放棄地

過去1年以上作物が作付されておらず、これからもその意思の無い田・畑

○ 山林原野等

登記地目が山林、原野、保安林又は雑種地の土地であって、つばきの植栽以外の目的に利用されないことが見込まれるもの

【 上記に該当しても対象外となる土地 】

- 1 同事業による苗木の支給を受けている土地
- 2 木竹伐採に係る関係法令等の必要な手続きが済んでいない土地
- 3 ほ場整備区域（予定地含む）内の土地
- 4 椿の植栽に不適である風当たりの強いところや水はけが悪い土地、又、管理に支障をきたすような急傾斜地やアクセスが無い土地

■ 条件


- 椿苗木の植栽後も椿実の生産を目的とした、適正な管理（下刈り、補植等）を行うこと
- 継続的な管理が可能であること
※後継者がいることが必要な場合があります。
- 隣接地の境界から3m以上間隔をあけて植栽すること
※植栽地により間隔が変わる場合があります。
- 維持管理状況報告を5カ年間行うこと

利用決定前の事前着手は対象となりません。

■ 受付期間

令和5年9月1日～令和5年11月30日

<申込み・問合せ先>

 五島市農林課 椿・森林班
電話番号 88-9533

 各支所地域振興班